|  |
| --- |
| **示　談　書**　●●●●（以下、「甲」という）と■■■■（以下、「乙」という）は、本日不貞慰謝料の支払方法について、以下のとおり、合意する。第1条 （不貞行為の事実）乙は甲に対し、甲の夫である○○（以下、「丙」という）が既婚者であると認識しながら平成●●年●月頃から、不貞行為を行ってきた事実を認める。第2条 （謝罪）乙は甲に対し、不貞行為によって甲に多大な精神的苦痛を与えた事実を認め、甲に対して真摯に謝罪する。第3条 （慰謝料）1　乙は、甲に対し、〇〇との不貞行為についての示談金として、金〇〇万円の支払義務があることを認め、以下のとおり、甲指定の金融機関の預金口座に振込み送金する方法によって支払う。平成▲▲年▲▲月から平成▲▲年▲▲月まで、毎月末日限り、金▲▲万円▲▲回払い（ただし最終月は残金全額）金融機関の預金口座金融機関名本支店名預金種別口座番号口座名義人振込手数料については、乙が負担する2 乙は、本件慰謝料の支払いにつき、丙に対して求償しない。3 甲および乙は、本件とは別途、甲が丙に対する慰謝料請求を行う可能性がある事実を確認する。第4条 （遅延損害金）乙が、前条に定める慰謝料の支払いを怠った場合には、乙は甲に対し、そのときの残金に対し、年14．6％の割合による遅延損害金を足して支払う。第5条 （期限の利益の喪失）乙が第3条による分割金支払いを完済するまでの間、乙につき以下の事由が発生した場合には、何らの通知催告なしに当然に期限の利益を喪失する。その場合、乙はただちに既払金を除いた慰謝料の残金を支払う。1. 第3条による分割金返済を2回分以上怠り、滞納額が〇〇万円となったとき
2. 乙が甲に報告せずに自宅の住所や職業、勤務先を変更したとき
3. その他本契約の定める条項に違反したとき

第6条 （私的接触禁止および違約金の定め）乙は甲に対し、本契約締結日以降、塀との間での一切の接触をもたない。万一、乙が違反した場合、乙は甲に対し、以下のとおりの違約金を支払う。1. 電話やメール・手紙や面会などの方法で私的に接触した場合

1回につき金10万円1. 不貞行為に及んだ場合

1回につき金100万円第7条 （守秘義務）甲及び乙は、相互に、相手の私生活や業務の平穏を害する言動を行わないと約束する。甲及び乙は、本示談書の内容を、第三者に対して告知、開示、漏えいなどしない。第8条 （清算条項）甲及び乙は、本示談書に定める他、慰謝料・損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。以上、本示談の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙各自署名捺印の上、各１通ずつ保有する。平成●年●月●日　　（甲）　住所　　　　　　氏名　　　　　　印　　（乙）　住所　　　　　　氏名　　　　　　印 |